

議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会7月総会

日 時 令和7年7月29日（火）午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第7号 会期の決定について
- 第2 指定第8号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第12号 非農地証明事務処理報告
- 第5 議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第11号 四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 第7 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 |
| 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 甲把 雄 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力 |
| 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 | |

〔欠席委員〕

12. 竹村 加壽子 33. 橋本 健太郎

〔事務局〕

小嶋 二夫 ・ 杉本 孝成 ・ 森光 愛 ・ 田村 亮 ・ 槇尾 拓生 ・ 山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、暑い中お集まりいただき誠にありがとうございます。本当に暑い日が続いております、体調には気を付けていただきたいと思います。

7月4日、5日に四万十町農業委員会が九州に視察に行つて来ました。熊本県に職員も合わせて25名が参加をしていただきまして、研修をしてきました。4日は熊本県の和水町農業委員会へ行きまして、次の日は南阿蘇村農業みらい公社で視察研修をして参りました。それぞれの地域に合った特徴のある取り組みをしておつたというように思います。詳しい内容につきましては、参加者の代表が後で報告をしてくれるようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。その報告の後に、反省会というのを含めまして、皆さんに意見も聞きたいこともありますし、事務局からも2年に1回とかいう意見もありますので、2年に1回なるのかならないのかもはっきり分かりませんが、視察も制限がかかる可能性もありますので、そういった部分、時期的なものも含めて、次回どういった時期にどういった形で行くのかというようなことも、また皆さんに意見を聞きたいと思つておりますので、そちらの方もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本当に暑くなつてまいりまして、早生の刈り取りも興津の方でそろそろ始まるようです。今年はカメムシの発生も見られておりますので、防除等もしっかりやっけていただき、今のところ台風の方も今、最近まで3つありましたが、今2つになっておりますが、台風もあまり影響なく、カメムシ等の病害虫もあまり影響なく、収穫ができるのかなと思つております。とにかく暑い日が続いております。熱中症などに気を付けて皆さん農作業に頑張つていただきたいと思います。それではただ今より7月総会を始めたいと思います。よろしくお願ひ致します。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会7月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号21番岡村博品委員にお願いいたします。それではご起立をお願いいたします。憲章は、添付資料の最後にございます。

20番

～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員

～ 朗読 ～

議長

本日の会議に、12番竹村加壽子委員、33番橋本健太郎委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員19名となつており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりであります。それでは議事に移ります。

日程第1、指定第7号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会7月総会の会期は、令和7年7月29日の本日1日といたし

ますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第8号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に5番佐竹孝太委員と26番甲把雄委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第3、報告第11号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第11号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。
議案書は3ページからです。件数につきましては窪川地域の2件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、平串字大場ノ窪8番2、地目、畑、面積174㎡、外13筆あり、合計14筆、面積、計13,456㎡です。届出日、令和7年6月23日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。

番号2番、土地の所在地、窪川字ヒラウエ北1436番16、地目、畑、面積103㎡、外25筆あり、合計26筆、面積、計8,607.59㎡です。届出日、令和7年7月7日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第11号について事務局の説明が終わりました。これは事務局処理報告ですが、何かありませんか。22番掛水誠幸委員。

22番 相続登記法が改正されて最近、自分のところにも何件か農地法の3条の3の規定による届出についての話がありますが、これは相続登記を終わらした後の農業委員会の届出でかまんがですよ、再度の確認ですが。

議長 事務局。

事務局 終わらせてからの届出で大丈夫です。よろしく申し上げます。

議長 他にないでしょうか。特になければ、報告第11号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第12号「非農地証明事務処理報告」について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第12号四万十町非農地証明書発行事務、取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程、第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書6ページをご覧ください。今月は窪川地域から1件、西部地域から2件となっております。

番号1番。添付資料は1ページです。金上野字井堀772番1、地目、田、面積916㎡です。申請地は十数年ほど前から耕作放棄地となり、現在に至っております。令和7年6月16日、担当委員、職員で現地確認し、「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

つづいて西部地域です。

番号2番。土地の所在地、下道字清水ノ久保397番4、地目、畑、面積49㎡です。外3筆あり計4筆、面積が計338㎡です。申請地、397番4は、40年以上前より倉庫がたっています。408番3は、40年以上前から道路となっており、その外2筆は、40年以上前から宅地の一部となっております。令和7年6月20日担当委員と現地確認を行い四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、「第4証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地」と認め非農地証明を発行しております。

続いて番号3番、土地の所在地、大正大奈路字上ハコミノ846番、地目、畑、面積79㎡。外12筆あり計13筆面積が計5,417㎡です。申請地は平成22年頃より不耕作で、849番は原野、外12筆は山林となっております。令和7年6月27日担当委員と現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、「第4証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第12号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第12号は終わります。

議長 続いて、日程第5、議案第10号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。議案書は7ページからです。申請地の位置は添付資料の11ページからになります。件数につきましては窪川地域の4件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、金上野字川辺ノ前1185番1、地目、田、面積586㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計2,873㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は、本人希望 譲受理由は相手方の要望です。申請地では、花木を栽培する計画となっております。

番号2番、土地の所在地、米奥字岡屋敷313番4、地目、畑、面積106㎡です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は本人希望です。申請地では、野菜を栽培する計画となっています。

番号3番、土地の所在地、奥呉地字三月田996番、地目、田、面積2,950㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計7,559㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻と生姜を栽培する計画となっています。

番号4番土地の所在地、若井字下ソエゲ市63番1、地目、畑、面積24㎡です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、果樹を栽培する計画となっています。以上、この議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長 議案第10号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、20番中城康子委員。

20番 20番中城です。7月23日に譲受人、譲渡人相互に面接しました。現状はこれ全部田になっておりますけど、一部畑であることを確認しております。

譲受人は農地を効率的に利用して、主に花木を栽培しております。譲受人は年間150日以上農業に従事はしていませんけど、草引きなどを常時しています。畑、田んぼを管理しております。周辺農地は自宅に隣接しております、周辺農地には悪影響は与えないと思われます。譲渡人は高齢のため今後耕作することが困難な状態で贈与に至ったということです。以上の確認の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号2番について、6番下元誠一郎委員。

6番 7月28日に、譲受人に電話をしまして、現地確認にお伺いしたいということをお伝えしましたが、所要で高知市内に仕事に来ているということで7月29日も同じく会えないということでしたので、電話にて聞き取りをしてまいりました。現地圃場の確認には、隣接地の方をお願いをいたしまして確認を行ってまいりました。現況は畑であります。草はきれいに刈り取られていましたが、作物はまだ何も植えてははませんでした。この畑は譲受人が、何年も前から譲渡人からお願いされて作業を受託して耕作されていた土地のようです。そういったこともあり、本人の希望で売買に至ったとのことでした。譲受人は農地を効率的に利用してはまして、年間150日ぐらいは作業に従事しているようです。また、取得する農地の周辺農地にも営農上悪影響を与えることはないと思われます。この畑では今後もジャガイモなど野菜を栽培していくということでした。以上の確認の結果、番号2番の所有権移転は問題ないものと判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、番号3番について。28番大西博之委員。

28 番 先日 24 日に、譲受人から確認をしました。現況は田であることを確認しております。添付資料の下の方の左の下ですけど、ここは今現在ちょうど生姜を作付けしています。右側の方は水稻をやっています。譲渡人の方は高齢のため、15 年ぐらい前から譲受人の方に耕作の方をしてもらっていましたが、今回、譲渡人の方に渡したいということで、この話に決まったという話を聞いてます。譲受人の方は年間 150 日以上農業に従事して専業農家をやっていますので特に問題ないと思います。以上です。

議長 続きます、番号 4 番について。23 番西内一隆委員。

23 番 番号 4 について 7 月 25 日に現地で譲受人と確認しました。現況地目は畑で家庭菜園として利用していくそうです。農作業の従事日数も確認済みなので、贈与による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 10 号について質疑を許します。質疑はありませんか。15 番中原英昭委員。

15 番 1 番の譲受人っていうのは日本の方ですか。

議長 事務局。

事務局 譲受人の方は中国籍の方でいらっしゃいます。また補足なんですけど令和 5 年 8 月に農林水産省経営局農地政策課から出された農地法施行規則の一部改正に係る Q&A に日本で農業を営む在留資格としては、経営管理、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者、定住者が想定されるという中で、この方が永住者という在留資格を持っていることも確認はしております。以上です。

議長 他になにかありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6、議案第11号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

事務局 議案第11号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」説明します。議案書は8ページです。添付資料は16ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第3項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域の3件です。権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、宮内字数生田ン942番1、地目、田、面積、1,344㎡、外4筆あり、合計5筆、面積、計10,927㎡です。設定は新規となりますが、相対の利用権の更新です。期間は令和7年9月1日から令和10年8月31日の3年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号2番、土地の所在地、平野字古門1505番、地目、田、面積、2,004㎡、外6筆あり、合計7筆、面積、計9,404㎡です。設定は新規となりますが、相対の利用権の更新です。期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号3番、土地の所在地、奥呉地字岡屋敷372番、地目、田、面積、241㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計2,753㎡です。設定は、新規となります。期間は令和7年8月22日から令和12年8月21日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上となります。

議長 議案第11号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番について、2番今井満隆委員。

2番 7月22日に借受人本人と息子さんと話をしました。この土地は貸出人がもう何十年も前から住んでなくて、借受人の旦那さんが何十年も作っていたんですけども、亡くなりましてそれで借受人が今回引き継ぐという形になっています。高齢の方ですんで、息子さんがメインで耕作をしております。息子さんは高知市内の市場に勤めており、午前中で仕事が終わるということで、週に何回か帰ってきて、田んぼの管理、草刈り等しております。日々の管理としては、親戚の方と一緒に水の管理をしています。周辺農地への影響もなく綺麗に管理しております。特に問題ないと判断します。

議長 続きまして番号2番について、30番澤田憲男委員。

30番 番号2番ですが、先週圃場の確認、借受人から電話で確認をとっております。現況は田で水稻栽培と確認をしています。借受人は地域の担い手であり、地域で集落営農を進めておるといような状態であります。農作業は年間150日以上従事しており、内容も促進計画案のとおりになります。貸出人と借受人につきましても、いところ同士ということで、今回、新規の契約にはなりますが特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続まして番号3番について、28番大西博之委員。

28番 25日に借受人から確認をしました。借受人は、今年の春まで地域おこし協力隊で、ミッションは新規就農を目指すというミッションでやられてた方で、今回、認定新規就農者として農業に従事し始めたところで水稻を今頑張って作っておるところです。仕事内容は、今のところ一生懸命で地域の人からもなかなか頑張るねと。本人もこれから先農地も増やしていきたいということで頑張ってやっていて、特にその今のところ問題も全然ないですので、特に問題ないと思います。以上です。

議長 議案第11号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第11号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第11号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7、その他の件について議題とします。
事務局何かありませんか。

事務局 利用状況調査についてです。先月の総会でお話させていただいたと思いますが、利用状況調査についてなんです。最適化活動の活動目標で7月8月が遊休農地の解消のための活動ということで強化月間になっておりますので、利用状況調査をまだやられてない方はやっていただきたいと思います。活動記録簿の方に記載をお願いします。8月も同じく強化月間になっておりますので、現地確認等を重点的にやってもらったらと思います。

事務局 すみません、皆さん席にこの2枚お配りしているかと思うんですけど、これ別々の農業者年金の研修です。まずこっちからピンクの紙の方が、農業会議さんの方から周知お願いされた第3回農業者年金オンラインセミナー。8月26日の3時から4時で、ズームでやるみたいなのでもしご興味がある方は参加していただけたらと思います。ピンクの方終わりまして、こっちの令和7年度農業者年金加入推進特別研修会というのがですね、令和7年8月21日木曜日に、東庁舎役場の方でズームの会場を設けて研修会を行おうと思っているんですけど、5番の参集範囲のところ見ていたら、農業委員、農地利

用最適化推進員（加入推進部長、新任、女性委員さん）は必須というふうに書かれておりますので、8月21日木曜日1時半頃に、東庁舎2階第1会議室の予定をしておりますので、そこに来ていただけたらと思います。必須の方は来ていただけると信じているんですけど、厳しい方もいらっしゃると思うので8月8日の金曜日までに必須の方は、欠席の場合は必ず連絡をお願いいたします。あと、ベテランの男性の委員さんも参加していただいて全然OKですので、もし参加できる方は、8月8日までに連絡をしていただけると助かります。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 7月4日5日と熊本県に視察研修に行つて参りましたので報告会をしたいと思います。報告は宮脇職務代理にお願いします。

職務代理 指名を受けましたけど、1週間ぐらい前に受けてほしい覚えている範囲でしかご報告できませんけど、多数の皆さんが行っていただいたので、後でいろいろ補足をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

7月4日、5日一泊二日の九州視察ということで26名で行ってきました。朝6時に本庁を出発で熊本の和水町の役場に着いたのが15時。15時までずっとバスに乗り続け、これはフェリーの中です。フェリーのお弁当を10時にすでにお弁当食べていました。この女性陣の扉になっているんですが、これはアニメのすずめの戸締りっていうアニメの聖地巡礼に使われているドアです。お客さんが少なかったので、非常にみんなリラックスしてゴロゴロしていました。着くまでは行きは良い良いだったんですが、向こうに着いてから熊本に行くまで非常にバスが長くてお疲れの旅でした。

向こうに着いてからですが、一時間半という意見交換の場所を構えていただきましたが、一時間半では本当に時間がなくて、私も何回かこうして視察に行かせてもらっても、いつもおじさんだけが来て、女性の出席がなかったので、今回はこういうふうに来てくださいと事前に要望をしていましたので、2名の女性委員さんが来てくれました。ただ、その意見交換の時間が一時間半の中の一時間ぐらいで、すごい質問は出たんですけど、向こうの女性委員さんからの発信があまりなかったかなという感じでした。どうして和水町に行ったのかということになりますけど、向こうは遊休農地対策でエリアンサスというイネ科の植物を栽培して、Jパワーが補助金を出して、火力発電所に使う燃料としてペレット状に加工したものを石炭と混ぜて燃やすというそういう作物を4mから5mぐらいだそうですけど、それを作っているということでした。そして、その収支みたいな年間のことを聞いたかったんですけど、まだそういうのが報告できるような数字が出てないということで。まだ1、2年の栽培でしたので、それは目的を果たせずというところでした。

それからもう一つ、向こうの農業委員の会長さんが、焼米地区っていう地域で、取り組んでいる取り組みの話をしてくれました。それは耕作放棄地を地元の人が自分たちで守らないかんという意識を高めるために農業者の人が10人で、農業者以外の人が12名、22名で会員を作って一緒に作業して、食べるカボチャを作っているそうです。で、そのカボチャを無料でその会員さんの家に配ってすごく喜ばれているそうです。うちのジャンボカボチャとちょっと違いますけど、そんな活動でした。ただ、そういう意識が高まったということを知ってちょっと感動しました。もうすでに4時ぐらいだったので

宿泊地に向けて1時間バスでまた移動しました。次の目的地、南阿蘇村農業みらい公社。有機農業でそばを作ったり、米作りをしたりそれから農地のあっせんもしたり、毎年研修生を育てることをしているということで、年間6名ぐらいの研修生を受けているということでした。非常にロケーションがいいところで山並み、田んぼ、こんなところで農業したいなみたいな場所でした。ただ、この公社の運営については、毎年300万の赤字だそうです。

今回の研修にたくさんの参加があり、皆さん揃って行っていただきましたので、今後の委員会活動の励みになるんだろうなと思いました。ただ、非常に移動が大変だったなという感想を持っています。

議長 何か他にありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度 四万十町農業委員会 7月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時45分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員5番 _____

署名委員26番 _____